

三朝町公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

三朝町長

三朝町規則第 6 号

三朝町公印規則の一部を改正する規則

三朝町公印規則（昭和37年三朝町規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

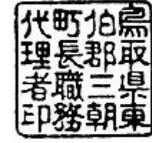
公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	印材	個数
鳥取県三朝町 長の印	(1)	古印体	方 21	一般文書縦 書き	水牛	2
鳥取県三朝町 長の印	(2)	古印体	方 21	一般文書横 書き	水牛	2
鳥取県東伯郡 三朝町長職務 代理者の印	(3)	古印体	方 18	一般文書	木	1
鳥取県東伯郡 三朝町の印	(4)	古印体	方 21	一般文書縦 書き	木	1
鳥取県東伯郡 三朝町の印	(5)	古印体	方 21	一般文書横 書き	木	1

形式

(1)



(2)



(4)



(5)



別表第2 (第3条関係)

公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	印材	個数	保管主管
鳥取県三朝町長の印	(1)	古印体	方 21	戸籍、身分、住民基本台帳、印鑑、転出、資産、所得納税及び扶養に係る各種証明文書並びに埋火葬許可証	水牛	2	町民課
三朝町長印	(2)	古印体	方 7	国民健康保険被保険者証等の記載事項の訂正 身体障害者手帳等の記載事項の追加及び訂正	水牛	4	町民課及び健康福祉課

鳥取県東 伯郡三朝 町長職務 代理者の 印	(3)	古印体	方 21	戸籍、身分、住 民基本台帳、印 鑑、転出、資産、 所得納税及び 扶養に係る各 種証明文書並 びに埋火葬許 可証	1	町民課
-----------------------------------	-----	-----	------	--	---	-----

形式

(1)

(2)



(3)

別表第3中「町民税務課」を「町民課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に印影を印刷した文書については、改正後の三朝町公印規則の規定にかかわらず、当分の間引き続き使用することができる。

